

東京都公文書館所蔵「東京府・東京市行政文書」の重要文化財（美術工芸品〈歴史文書〉）指定について

東京都公文書館

西木 浩一 にしき・こういち

1. はじめに

平成26年8月21日、東京都公文書館所蔵の「東京府・東京市行政文書」33,807点が国の重要文化財（美術工芸品〈歴史文書〉）に指定された。近代行政文書群の重要文化財指定としては、平成14年の「京都府行政文書」を皮切りに、山口県（17年）、埼玉県（21年）、群馬県（22年）に次ぐもので、今年度には北海道立文書館所蔵の「開拓使文書」も指定されている。

文書群が一括保存され、日本近代の行政史、地域形成史の解明にとってかけがえのない価値を有していることを評価し、重要な文化財とみなして指定する流れは定着したといつてよい。

これらの文化財を未来永劫保存していくとともに、歴史資料として、また時には行政文書としての利活用にも供していくアーカイブズの責任は大きいといえよう。

本稿は「東京府・東京市行政文書」の構成と特質、成り立ちと継承の経緯について概略を記し、当該史料群を利用される際の参考に供しようとするものである。

2. 文書群の構成

今回指定を受けた文書は「東京府・東京市行政文書」の名称で一括されているが、正確には府市以外で作成・収受された公文書も含んでいる。その構成内容と点数を示しておきたい¹⁾。

(1) 東京府文書 21,822点

東京府庁で収受もしくは作成した文書で、完結後分類編綴されて東京府庁の文書庫（東京府文庫）に保存されていたもの。東京府が開設された慶応

4年（1868）から、東京府と東京市を合わせて東京都制が施行された昭和18年（1943）に至る。

(2) 東京市文書 11,114点

東京市役所で収受もしくは作成した文書で、完結後分類編綴されて東京市役所の文書庫（東京市役所文庫）に保存されていたもの。東京市が設置された明治22年（1889）から昭和18年に至る。なお、一部東京府庁から所管替えとなった明治22年以前の文書を含む。

(3) 郡役所文書 142点

明治11年（1878）、郡区町村編制法の施行により現在の東京都域には東多摩・西多摩・南多摩・北多摩・南豊島・北豊島・南足立・南葛飾・荏原の各郡役所が設置された（明治29年、東多摩と南多摩を合わせて豊多摩郡が成立）。以降、大正12年（1923）の郡制廃止までの間、各郡役所において収受もしくは作成された文書は、完結後それぞれの文書庫で保管されていたが、郡役所廃止後に東京府に引き継がれた。

ところが昭和13年（1938）、その保存の必要を認めないとして廃棄処分とされた。その結果なんらかの事情で廃棄を免れたわずかに142点の郡役所文書のみが残されたことになる。

府庁と町村役場の中間にあった郡役所にはより地域に密着した記録情報が存在したはずであり、制度的廃棄処分がなされたことはきわめて残念なことといわざるをえない。

(4) 区役所文書 268点

明治11年（1878）の郡区町村編制法によって東京市街地に15の区が設置された。すなわち、麴町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川の各

区である。次いで昭和7年（1932）の市域拡張により周辺5郡82町村が東京市に編入され、新たに20区が設置されるが、当館が所蔵しているのはすべて明治期（15区時代）のもので、麹町区役所文書が大部分を占め、他に赤坂・本郷・下谷・浅草の各区役所文書が若干含まれている。麹町区役所文書については、東京市史編纂業務の参考として明治42年に借用したもの、さらに昭和戦前期に寄贈を受けたものと推定されている²。

（5）編入町村役場文書 461点

昭和7年（1932）の東京市域拡張で82町村が東京市に編入され、その4年後の昭和11年には、北多摩郡の千歳村と砧村が世田谷区に編入された。この結果大量の役場文書が東京市に引き継がれることとなった。東京市は規程に従ってこれらの表紙を付け替え、表題も市の文書分類表に即して改め、東京市文書の一部として編綴しなおした。

こうした編入町村役場文書は、昭和18年7月、東京都制の施行にともない東京都庁に引き継がれた時点で、22,165冊を数えていた。しかしその後散佚し、現在は人事関係書類を中心とする461冊のみが残っている。

以上が「東京府・東京市行政文書」という名称で一括して重要文化財に指定された文書群の内容構成ということになる。東京都制成立直前の保存主体と保存場所を整理してみると、（1）と（3）は東京府庁（東京府文庫）に、（2）と（5）は東京市役所（東京市役所文書）に、そして（4）は当時京橋図書館内に文書課分室として置かれていた東京市史編纂室に保存管理されていたことになる。

3. 文書管理と文書疎開

—— 今、ここにある理由

首都東京は関東大震災と空襲による惨禍を経験し、多くの人命と共に貴重な文化財も失った。その中でこれら33,802点の公文書が東京都公文書館に継承されてきたことは奇跡的なことといえるかもしれない。ここでは文書群を残してきた二つの要因を指摘しておきたい。

第一は、明治期以来の文書管理の営みである。明治初年、東京府は旧幕府関係の諸史料を直近の行政資料として引き継ぎ、関係組織がそれぞれ保存し活用していった。当初は府の作成する文書それ自体にも「順立帳」「言上帳」など町奉行所作成文書の様式を踏襲していたが、行政機関としての府の組織化の進行に合わせて記録管理業務についても試行錯誤が重ねられた。その詳細は当館の編さん刊行物をご参照いただくとして³、重要なポイントとして次の3点を挙げておこう。

（i）明治10年12月：編綴令の制定

「編綴令」とは各課掛で編綴する簿冊の基準を定めたもので、たとえば、「官省の伺を経た文書を編綴したもの」を「稟議録」、「省局使府県等へ照会した文書を編綴したもの」は「往復録」というように、原課での文書編纂が全庁的に統一された。統一ルールに基づいた記録資料作成はその活用の効率をも大きく高めることとなり、文書主義に基づく公務遂行を定着させることに結果したものと考えられる。

（ii）明治19年3月：簿書編纂及保存期限例の制定

簿冊を普通簿書と課別簿書の2類に分け、その各々について3種の保存期限を設定した。

第一種：無期 第二種：7年 第三種：3年

たとえば普通簿書の内、「法律命令簿」「稟申録」「本庁命令録」は第一種（無期）、「往復録」は第二種（7年）というように、新たに簿書種別に応じた保存と廃棄の基準が統一化・明確化されたことになる。なお、東京府における保存年限例の導入は、内務省や他府県に先行するものであり、また無期以外の保存年限が長めに設定されているという特徴を有していた⁴。

（iii）明治27年1月：文書編纂及保存例の制定

前掲の簿書編纂保存期限例を廃止して制定された「東京府文書編纂保存例」では、まず各課が行っていた文書編綴作業を、知事官房往復掛で集中的に実施することになった。次に保存年限が改正され、第一種（永久保存）、第二種（20年保存）、第三種（5年保存）、第四種（1年保存）、第五種（完

結後廃棄) となった。行政事務の参考として要する期限がより綿密に区分されると同時に、第一種については行政的価値に加えて「編史の材料となるもの」といった歴史的価値に基づいた要素も加味されている。

また簿冊名による分類方法を廃して、新たに事務内容別の分類方法が導入された。たとえば「道路ニ関スル書類」「橋梁ニ関スル書類」「度量衡ニ関スル書類」「徴兵ニ関スル書類」といった業務内容に即した分類である。

これらの段階を経て文書管理制度の骨格はほぼ固まった。下に示す文書の表紙には年次・種別(保存年限)・組織名・統一的な表題・類別(事務事業別)がすべて表現されている。

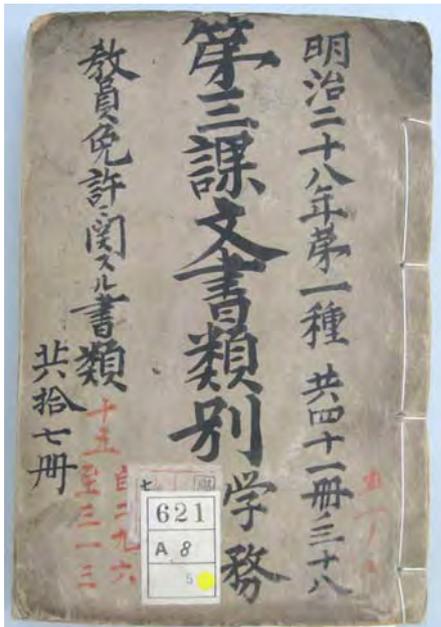


図1 文書編纂及保存例に準拠した簿書の表紙

こうした文書管理制度の段階的整備と相まって、防虫剤の試行や虫干しといった保存のための営み、文庫規程の整備と閲覧・借覧のルール化等利用のための取り組みも重ねられ、その総体としての記録管理業務が公文書群の適正な作成、利用、保存に結果したものと考えられるのである。

「東京府・東京市行政文書」を今に伝えてきたより直接的な要因は、戦時下における文書疎開であった⁵。

昭和18年(1943)7月1日、東京府・東京市が

廃され東京都庁が開庁した。戦況も次第に悪化、日本本土への空襲も現実問題となりつつある時期にあたり、同年12月には「第一次庁舎疎開計画」が決定され、その一環として文書庫疎開計画も立てられた。

まだ都庁成立から数ヶ月であるから、書庫に保存してあった文書はすべて東京府・東京市から引き継いだ文書で、その数は16万冊に及んだ。疎開計画ではまず6万冊を事前に廃棄し、残り10万冊を、四谷区谷町(現在の新宿区若葉町3丁目)にあった元教育研修所と、渋谷区若木町(現在の渋谷区東4丁目)にあった東京都防衛局の倉庫に運び入れることとなった。それぞれ四谷文庫、若木町文庫とされた。このうち、若木町文庫からは昭和20年(1945)3月、南多摩郡由木村(現・八王子市)への再疎開が図られたが、すべての移動が完了しない内、5月25日の山の手方面への大空襲で数万冊の文書が焼失している。

一方、事前廃棄の候補とされた東京府文書のうち明治期の1万冊程は、歴史資料として市史編纂室に引き継がれることになった。当時市史編纂のスタッフは長官官房文書課に属していたが、それ以前から『東京市史稿』編纂のため明治期の府文書をたびたび借覧していたことから、文書担当者の頭の中に歴史的文書としての移管ということが浮かんだものであろう。

市史編纂室では文書課職員の協力も得て、埼玉県騎西町(現・加須市)の農家の土蔵を借り上げて疎開先を確保、トラックの手配も困難だったため交通局へ掛け合って都バス2台を借り受け、座席をすべて取り払って天井まで文書ぎっしり積み上げて運んだという。運搬に当たっては、教育局に依頼し、京北中学学徒報国隊の生徒さんたちを斡旋してもらったという。

ともあれ今日残されている東京府文書の約半数は、都の疎開計画から外されながら、市史編纂室が有していた先駆的なアーカイブズ機能によって救い出されたことになる。

終戦後、GHQの指令によりこれら疎開文書は中央保存所に集められることになった。都では焼け

残った四谷文庫を利用することとし、ここを文書課四谷分室とした。この分室では市史編纂室のスタッフらが府市文書の仮目録整備に当たりつつ、編纂事業の再開に向けて準備をしていたが、昭和27年（1952）、ここが都政史料館となった。さらに昭和43年（1968）、公文書等の総合的・統一的な管理を行うために、この都政史料館を統合して東京都公文書館が設置された。つまり、「東京府・東京市行政文書」は、単に公文書館所蔵資料の一角を占めるものではなく、公文書館そのものを生み出した母胎ともいえる存在なのである。

なお、当該文書群については詳細な件名目録情報が採録されていたが、平成24年10月より当館ホームページ上の「情報検索システム」により検索が可能となっている。



図2 都政史料館書庫（昭和32年9月）

4. むすびにかえて

東京府・東京市の公文書群は、平成16年（2004）3月、東京都指定有形文化財（歴史資料）に指定されていた（今回の重要文化財指定と同時に解除）。

その際の都指定件数は33,042点であり、今回の指定では765点増加している。実は今回の重要文化財指定にあたって追加された資料が存在している。混乱を避けるためその事情をご説明しておきたい。

先述の通り、戦後、文書課四谷分室において市史編纂室のスタッフによる府市文書の目録作成が行われた。その際今日のアーカイブズ学に則った目録編成とはやや判断の異なる面もあった。それは「地誌」や「地図・絵図」といった内容や形態による分類が優先され、これらについては作成した機関・組織の一体性が尊重されなかったという点だ。

たとえば明治初年の外国人居留地関係の業務に関連して、土地台帳といった公文書とともに土地区画図等の絵図が作成されているが、これらの絵図類は東京府文書から離れて「絵図」として分類され、都の文化財指定からは外れていたのである。今回の重要文化財指定に当たってはあらためて精査し、東京府や東京市がその行政活動の一環として作成した絵図・地図、及び「東京府志料」・「東京府文献叢書」等の地誌類を「東京府・東京市行政文書」に組み入れることとなった。

33,807点に及ぶ「東京府・東京市行政文書」。このかけがえのない資料群の保存と利活用の両立について、最善の方策を模索し続けていくことが、東京都公文書館の永続的なミッションとなった。

¹ 白石弘之「書庫の不思議－太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について」（『東京都公文書館研究紀要』第3号、2001年）

² 畑中佳子「もうひとつの麹町区役所文書」（『東京都公文書館研究紀要』2号、2000年）

³ 『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』（2013年、東京都公文書館）

⁴ 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』1996年、北海道大学図書刊行会）

⁵ 注1に同じ。他に「太平洋戦争中の文書の疎開Ⅱ」（『東京都公文書館だより』16号、2010年3月）